

付 議 第 2 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 31 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

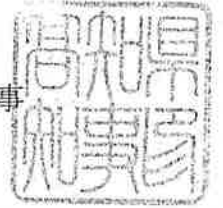
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



30 高政企第 270 号
平成 31 年 2 月 6 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事

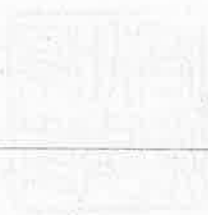


平成 31 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

平成 31 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 高知県文化財保護条例の一部を改正する条例議案
- 3 病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 4 平成 31 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 5 平成 31 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 6 平成 30 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 7 平成 30 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算



第一一〇號

茲將本館所藏之書目開列於左
第一一〇號

第一一〇號
第一一〇號

一

- 1. 第一一〇號
- 2. 第一一〇號
- 3. 第一一〇號
- 4. 第一一〇號
- 5. 第一一〇號
- 6. 第一一〇號
- 7. 第一一〇號
- 8. 第一一〇號
- 9. 第一一〇號
- 10. 第一一〇號

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、超過勤務命令の上限の設定等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をしようとするものである。

山梨県 平成三十一年

第五 雑則 第四項改正

第五項改正

(第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数)

一、(第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数) 第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

(第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数)

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

(第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数)

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

関係規定

第五項第一の項を改正する旨の改正は、関係規定の員数

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 2 条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 3 条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 6 年高知県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

対 照 表
旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 略

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 略

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案の概要

1 改正の趣旨

国家公務員における超過勤務命令の上限の設定等について規定した人事院規則の一部改正を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正を行う。

2 改正内容

- 時間外勤務を命ずることができる場合を規定している関係条項に、時間外勤務の上限について定めるため、次の下線部の委任規定を追加する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 (略)

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

○新たに人事委員会規則に委任をする事項 (予定)

| 事 項 | 内 容 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ① ②以外の職員の時間外勤務の上限時間 | 月 45 時間以内、年 360 時間以内 |
| ② 他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の時間外勤務の上限時間 | 月 100 時間未満、年 720 時間以内 ただし、 ・月 45 時間超は年 6 回まで ・2～6 か月平均 80 時間以下 |
| ③ ①又は②の上限時間の特例 | 大規模な災害への対応等重要性・ 緊急性の高い業務に従事する場合 |
| ④ ①又は②の上限時間を超えた場合の事後的な検証の実施 | 時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのかどうかの検証 |

○趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

○対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的に把握することができる 在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを含わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。

○上限の目安時間

①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内 ②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで）

○実効性の担保

・教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、実施状況について把握し、必要な取組を実施。上限を超えた場合、事後的に検証。

・文部科学省は、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表。

○留意事項

・実施に当たっては、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。

・上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。

・中教審の答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図るべきと提言されており、文部科学省として更に検討。等

